ページ 5

免除制度が

ても日本国内に住む方は年金 20歳になると、学生であっ あります

※免除・猶予をご希望の方は る制度があります。 済的に保険料納付が難しい場 しかし、国民年金には、経 毎年申請が必要になります 保険料を免除・猶予され

※学生納付特例制度の場合、 4月が申請開始月になりま

のでご注意ください。

すので特にご注意ください

○学生納付特例制度

以下である場合 保険料控除額等よりも低い額 親族等の数×38万円)+社会 特例を受けられる所得のめやす 保険料の納付が猶予されます 年度とし、前年所得に基づき 所得が118万円+(扶養 4月から翌年3月までを1

手続に必要なもの

る在学証明書又は学生証(裏面 年金手帳、在学期間がわか

国民年金には



含む) 日の記載がある場合は裏面も に有効期限、 の写し、認め印 学年、 入学年月

○保険料免除制度

納める義務があります。

に加入して国民年金保険料を

納付が経済的に困難な場合は 失業した場合など、保険料の 年所得が一定額以下の場合や、 免除になります。 本人・世帯主・配偶者の前

免除となる所得のめやす

内であると、その免除の対象 となります。 計算式で計算した金額の範囲 前年所得が左記それぞれの

・全額免除

4分の3免除 35万円+22万円 (扶養親族等の数+1) ×

半額免除

38 万 円

78万円+扶養親族等の数×

数×38万円 118万円+扶養親族等の

4分の1免除

数×38万円 158万円+扶養親族等の

手続に必要なもの

写し、 雇用保険被保険者離職票等の 保険受給資格者証の写し又は 世帯主が離職した場合、雇用 年金手帳、本人・配偶者・ 認め印

○納付猶予制度

が猶予されます。 に承認されると保険料の納付 定額以下の場合には、 本人・配偶者の前年所得が一 20歳から50歳未満の方で、 申請後

納付猶予となる所得のめやす

けました。

した額以下である場合。 1)×35万円 + 22万円で計算 所得が(扶養親族等の数+

手続に必要なもの

写し、認め印 雇用保険被保険者離職票等の 世帯主が離職した場合、雇用 保険受給資格者証の写し又は 年金手帳、本人・配偶者・

指定区域の範囲と基準水位

津波災害警戒区域の指定は

(※2) を示して行われてい

~未納のままにしておくと~

老齢基礎年金を将来的に受 られない場合があります。 年金・遺族基礎年金が受け が発生したとき、障害基礎 けられない場合があります。

くりに関する法律」に基づき 3月6日(金)に「津波災害 警戒区域(※1)」の指定を受 県から、「津波防災地域づ に、 **%** 水位です。 際のせり上がり高さを加えた 津波が建物等に衝突した 津波浸水想定の浸水深

ていきます。 波避難体制の充実強化に努め の確保、避難困難者利用施設 マップの更新、 支援や避難訓練の実施など津 における避難確保計画の作成 指定を受け、

障害や死亡等の不慮の事態

問合せ先

市民保健課国保年金係 (窓口③) 西②3922

る区域です。

すべき区域として県が指定す

波から「逃げる」ことができ

るよう、警戒避難体制を整備

指定範囲と基準水位の 確認方法

①防災安全課に備え付けてあ

津波ハザード 津波避難施設

②県下田土木事務所企画検査 課に備え付けてある図面で る図面で確認

③県庁(河川企画課)に備え

④県ホームページで「津波災 別警戒区域の指定」と検索 害警戒区域及び津波災害特 付けてある図面で確認 (市ホームページからも閲

今後の予定 覧可能

れがある区域で、津波による 又は身体に危害が生ずるおそ 生した場合に、住民等の生命 ※1 最大クラスの津波が発

人的被害を防止するため、津

し、令和2年度に配布します。 津波ハザードマップを更新

防災安全課防災係